

牧之原市監査委員告示第1号

令和8年2月24日付けで受け付けした牧之原市職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果を別紙のとおり公表する。

令和8年4月23日

牧之原市監査委員 畑 義治
同 濱崎 一博





牧 監 第 9 号
令和 8 年 4 月 23 日

請求人



様

牧之原市監査委員 畑 義治
同 濱崎 一輝



牧之原市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和 8 年 2 月 24 日付けで請求人から提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく牧之原市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、同条第 5 項の規定に基づき、監査の結果を下記のとおり通知します。

記

1 監査結果

- (1) 本件請求のうち、令和 7 年 1 月 17 日の 174,900,000 円の支出の是正を求める請求については却下する。
- (2) 本件請求のうち、令和 8 年 3 月 31 日の支出の是正、令和 9 年 3 月 31 日の支出を差し止める請求については棄却する。

2 監査結果報告

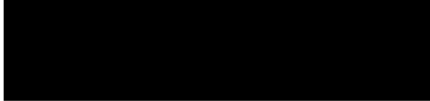
別添「決定書」のとおり

牧之原市監査委員事務局
TEL : 0548-23-0043

決 定 書

第1 請求人

住所
氏名



第2 請求の内容

1 請求の趣旨

牧之原市長が、令和6年12月25日付で締結した榛原地域義務教育学校建築設計業務委託契約(契約金額：金583,000,000円)に基づく下記財務会計行為について、地方自治法第242条第1項に基づき監査を求め、違法又は不当な点が認められる場合には、必要な是正措置を講ずることを求める。

(1) 本件契約に基づき令和8年3月31日及び令和9年3月31日に予定されている各支出について、これを差し止めることその他必要な措置を講ずること。

(2) 令和7年1月17日に支出された前払金174,900,000円について、関係者に対し返還請求を行うことその他必要な措置を講ずること。

2 請求の理由(対象となる財務会計行為)

令和6年12月25日付で締結された榛原地域義務教育学校建築設計業務委託契約(契約金額：金583,000,000円)

前払い金 令和7年1月17日 174,900,000円

支払い予定 令和8年3月31日 172,240,000円

支払い予定 令和9年3月31日 235,860,000円

なお、本件支出は、令和6年12月25日締結の契約に基づく分割支出であり、令和8年及び令和9年にも支出が予定されている継続的な財務会計行為である。

よって、本請求は少なくとも将来支出の差止めを求める限度において、地方自治法第242条第1項所定の期間内である。

また、令和7年1月17日に支出された前払金についても、違法な契約に基づく支出としてその返還を求めるものであり、本件契約の違法性判断と不可分一体の関係にあるから、監査の対象となる。

3 違法性・不当性の内容

本件は、教育政策の当否を問うものではなく、既に締結された具体的な支出負担行為について、その前提となる財務会計上の判断過程の合理性を問うものである。

また、本件契約に基づく将来支出が予定されている以上、以下のとおり違法

又は不当な点が認められる場合には、その差止めが必要である。

(1) 見積算定の違法性・不当性

義務教育学校2校の新校舎建築費や、既存の校舎(10校又は12校)の改築費及び長寿命化改修費の見積に関して、見積算定の過程及び前提条件に、財務会計行為として看過できない不合理性が認められる。

市には以下の校舎建築費(体育館、プール等は含まない)に関する2つの公文書がある。

ア 1つは「2020年12月議会 教育総務課」「校舎建築等に係る概算費用及び校舎延べ床面積」と書かれた文書(甲第1号証)である。

ここでは義務教育学校2校と既存の12校の「校舎建築費」を比較している。

① まず、義務教育学校2校の「校舎建築費」を約100億円と説明しているが、その根拠は次のとおりである。

すなわち、12校の2030年時点での予想生徒数を2286人とし(甲第5号証では2030年は2288人となっている)1人当たり10㎡の面積をかけて出た22,860㎡を校舎面積と考え、これに、1㎡当たり44万円(設計費は建築費の1割。40万円×1.1=44万円)を乗じて出た100.584億円(約100億円)を校舎建築費としている。しかし、その具体的算定過程は開示されていない。(甲第7号証、甲第8号証)。

② ただ、市はこれに加えて、既存12校の校舎の改築費及び長寿命化改修費を比較した数字を公表し、2校の校舎建築費の方が遥かに安上がりのように見せているが、その前提条件には合理性に疑問があり、これらの前提条件は、合理的な財務判断を誤らせるものである。

すなわち、改築の場合、「既存の面積のまま」の改築費は約223億円(44万円×50,578㎡)、12校のうち5校の面積を8割に減らした場合の改築費は約194億円とある。長寿命化改修の場合は、223億円に2/3をかけて約148億円としている。

しかし、既存の校舎は生徒数が最も多かった時代のもので、現在の生徒数はその半数以下なので、既存の面積のままでの改築、改修は通常はあり得ない。

因みに、「望ましい教育環境のあり方について答申」の中の「児童生徒数の推移」(甲第5号証)を見ると、12校の児童生徒数の合計は2000年が5,301人、2030年の推定値は2,288人で43%まで減っているが、2000年より前は児童生徒数がもっと多かった時代があり、校舎はその時代からのものである。

③ 尚、市は中規模校の5つの小中学校については面積を8割に減らした数字も出しているが、小規模校は生徒が半減しても特別教室等は減らないので校舎面積は減らないと主張している。しかし、この財務判断も合理性がないと考える。

- ④ これに対して、ウ別紙1で述べるように、請求者は既存校舎面積の6割程度の面積で改築又は長寿命化改修は可能と考えるので、建設費は面積に比例するとすれば、単純に223億円と148億円に仮に6割をかけることで、改築費は約133.8億円、長寿命化改修費は約88.8億円になり、市の試算より遥かに安くなるし、長寿命化改修の費用は2校を下回ることがわかる。従って、市の試算額では財務判断を誤らせる可能性が高い。
- ⑤ 以上纏めれば、市は義務教育学校の場合については2030年の予想生徒数を元に面積を出し、建築費を試算しているにも関わらず、長寿命化改修については過去の最大規模時代に整備された校舎面積を前提として試算するという極めて不合理なことをしているのである。
- ⑥ なお、当該資料(甲第1号証)は義務教育学校設置の是非に関する費用比較資料であり、教育総務課により作成され、2020年12月議会に提出されている。従って当該費用比較は、政策判断の基礎資料として用いられたものである。
- イ 2つ目は「建築費用等の比較」(R7年7月8日牧之原市学校再編推進室)と書かれた文書(甲第2号証)で、こちらは義務教育学校2校と統合を予定する10校の「校舎建築費」を比較したものである。
- ① 2校新築費約100億円は甲第1号証の数字と変わらない(2,286人が基礎になっている)が、10校の改築費は既存の面積(45,264㎡)の場合は約199億円、全体を8割に減らした場合は約171億円、既存の面積のままでの長寿命化改修費は約133億円と記している。
- 改築費約199億円は44万円×45,264㎡、長寿命化改修費約133億円は改築費の2/3である。そこで、ここでもそれぞれの数字に仮に6割をかけると改築費は約119.4億円、長寿命化改修費は約80億円になり、市の試算より遥かに安くなるし、長寿命化改修の費用はさらに2校を下回ることがわかる。従って、ここからも市の試算では合理的判断過程が示されていない。
- ② 尚、この書面には8割まで減らした数字が載っているわけだが、他の文書「2校の整備費用」(甲第3号証)には「校舎・体育館を建替える場合は、人数が減っても、文科省の基準により職員室のような管理諸室や理科室などの特別教室は減らせないため、現在の8割弱の面積は必要になる」と書かれている(甲第3号証、下段の表のすぐ上)。しかし、これら8割、8割弱という判断には以下の通り合理性がないと考える。
- ウ 市自身が採用した算定基準は1人当たり10㎡
- 市は、義務教育学校の校舎面積について、児童生徒1人当たり10㎡という基準を用いて算定している。
- すなわち、市は2030年推計児童生徒数2,286人(12校分)に10㎡を乗じて22,860㎡としている。

ところが、市が採用した同じ1人当たり10㎡という基準を用いて算定した場合、児童生徒数2,133人(10校分)を前提とすれば21,330㎡となり、これは既存校舎面積45,264㎡の約47%に相当する。

このように、市自身が採用した算定基準によって算定しても、必要面積は既存面積の半分程度となることが認められる。

にもかかわらず、市は改築又は長寿命化改修に必要な面積を少なくとも既存面積の約8割と説明している。

しかし、この8割という数値の具体的算定過程は示されていない。

従って、市が既存校舎面積の約8割を必要とした試算には合理的根拠が認められない。

エ 請求者の試算

本来は児童生徒数から面積を出すのが文科省の方針であるが、請求者が複数の算定方法により試算したところ、既存面積の6割程度又はそれ以下となる可能性も十分に認められた。

少なくとも、市が示す「既存面積の8割」「8割弱」という数値については、その算定過程及び前提条件が具体的に示されておらず、他の合理的算定方法との比較検討が行われた形跡も確認できない。

したがって、市の必要面積算定に係る判断過程には、財務判断として看過できない検討不足又は説明欠如があると考ええる。

巨額の財政支出を伴う事業において、必要面積の算定は費用試算の根幹をなす事項であるから、その合理的算定過程の明示は不可欠である。

なお、請求者の試算は添付資料別紙1のとおりである。

(2) 国庫補助金・地方財政措置に関する誤った説明

市は、「建築費用等の比較」(甲第2号証)で、

- ① 改築した場合、多くの校舎ではまだまだ耐力度があるので補助金は出ず、地方債交付税措置もない。また、
- ② 長寿命化改修の場合、築50年以下が対象であり、殆どの校舎では耐力度が不足するので補助金も地方債交付税措置も対象外と説明している。

しかし、文科省が公表する「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引(案)」の3ページ目には、「適切な維持管理がなされ、コンクリートおよび鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度、さらに技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能である」と書かれており(甲第4号証)、築50年を過ぎたものは該当しないという決まりはない。長寿命化改修をするには技術的な調査をし、強度等の確認が必要だが、市の説明は、制度の趣旨・要件や他自治体での運用実態と整合していない。

このように市は、改築又は長寿命化改修について、建物の耐力度や築年数を理由に国庫補助金及び地方財政措置が認められないと説明しているが、その法令上・制度上の根拠は明確に示されていない。

しかも問題なのは、市はそもそも長寿命化改修に必要な調査をこれまでにしていないのである(甲第6号証)。従って耐力度の有無を言うことはできないはずである。また、市は長寿命化改修制度について、解体費、仮設校舎費、埋蔵文化財調査費等がかかると言ってマイナス面を強調し、制度そのものに否定的なのである。これは、文科省・総務省等が示す、施設の有効活用及び財政負担の抑制を図る方針と整合しない。このように、補助制度の適用可否を正確に検討せず、又は誤った前提で除外したことは、財務判断における重要事項の検討欠如である。

(3) 義務教育学校建設に係る補助金等の不確実性

未確定の財源措置を前提として巨額の支出負担行為を行うことは、慎重さを欠き、財務会計上の適正を欠く。

市は2025年7月3日ごろの市民公開文書(甲第3号証)で、2校の建設費総額は206億円、補助金約72.1億円(約3.5割)、起債約113億円(約5.5割)、市負担約20.6億円(約1割)、起債の113億円のうち交付税は50~60%、市の将来負担は40~50%などと、あたかも確定的であるかのように記載しているが、2校は2030年と2033年開校予定なので、現時点では関係機関との協議や制度上の決定はまだ完了していないのである。事実、情報開示請求をしたが、これらを裏付ける資料は存在しない(甲第7号証、甲第8号証)。

このように、国庫補助金及び地方財政措置の内容が手続上、現時点では確定し得ないものであるにもかかわらず、あたかも確定的であるかのように説明し、未確定の財源措置を前提として巨額の支出負担行為を行うことは、著しく慎重さを欠き、財務会計上の適正を欠く。

(4) 義務教育学校を建設した場合の市に与える損害

(1) イで、10校の場合、校舎の長寿命化改修費は約80億円になると述べたが、これに体育館等を加えても、運動場等の用地は既にあるので、全体の費用は100億円程度と考えられる。

すなわち、市の資料によると10校の施設面積は60,526㎡(甲第9号証)、そのうち校舎面積は45,264㎡(甲第2号証)なので、その他の施設は15,262㎡である。体育館の面積は明示されていないが、その他施設15,262㎡の全体を対象としても、長寿命化改修費を1㎡当たり約13万円とする試算によれば、約20億円程度となる計算であり、校舎分約80億円と合わせて概ね100億円規模に収まる。

一方、文科省の公表資料によれば、国補助金や地方債交付税措置を考慮した実質的な自己負担率は、長寿命化改修で26.7%(甲第10号証)、義務教育学校新築で20%(甲第11号証)とされているので、市の実質負担金は、長寿命化改修は26.7億円、義務教育学校は41.2億円になるが、市の試算では65.8億円~77.1億円としている(甲第3号証)。

従って、合理的な比較検討を欠いたまま本事業を強行することは、市に対

して少なくとも約 14.5 億円の差額が生じ得る構造となっており、この差額の発生可能性を十分に検討しないまま本契約を締結したことは、地方自治法第 2 条第 14 項が定める「最少の経費で最大の効果」の原則に反するものである。

(5) 主位的違法性(義務教育学校設立を選択した判断過程に基づく違法性)

行政庁に一定の裁量が認められる場合であっても、その判断が重要な事実関係を欠き、又は社会通念上著しく合理性を欠くときは、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる(最高裁昭和 50 年 2 月 25 日判決)。

また、住民訴訟においても、財務会計上の行為がその裁量の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した場合には違法となる(最高裁平成 9 年 9 月 9 日判決)。

以上(1)、(2)、(3)で述べたとおり、市は、既存小中学校の長寿命化改修との合理的な比較検討を欠いたまま、義務教育学校建設を選択するに至っており、その財務判断は、地方公共団体の長に認められる裁量の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものである。

このように、裁量権の逸脱・濫用がある場合には違法となる旨の上記の最高裁判例の趣旨に照らせば、本件のように判断過程に重要な事実の看過又は著しい不合理がある場合には、当該財務会計行為は違法となる。

(6) 予備的違法性(比較検討・財源検証を欠いた支出判断自体の違法性)

そこで、仮に市が、義務教育学校建設の決定が上記(1)、(2)、(3)で指摘した費用比較や前提条件とは無関係に行われたものであると主張する場合であっても、巨額の財政支出を伴う公共事業について、合理的な比較検討及び財源の検証を行うことなく当該契約を締結することは、財政の健全性及び効率性を確保すべき地方公共団体の基本原則に反する。よって、地方自治法第 2 条第 14 項が定める「最少の経費で最大の効果」の原則に反し、それ自体として違法な財務会計行為に該当する。

4 求める措置

監査委員においては、本件財務会計行為が違法又は不当であるか否かについて監査を行い、違法又は不当と認められた場合には、当該契約の是正又は見直し、将来の本件事業に関連する設計・工事等の後続契約の差止め又は再発防止措置、必要に応じて本件契約の取消し又は解除の検討、必要に応じて市長その他関係職員に対する勧告等の措置を講ずるよう求める。

第 3 請求の受理

本件請求は、令和 8 年 2 月 24 日に提起され、請求要件を具備しているとして受理をした。

第 4 監査の執行

1 監査の期間

令和8年2月24日から令和8年4月23日まで

2 監査の対象部署

教育委員会、教育文化部学校再編推進室（令和8年度から「義務教育学校整備室」へ名称変更）

3 請求人の陳述及び証拠提出

地方自治法第242条第7項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会について確認し、口頭により追加の証拠の提出及び陳述については希望しない旨の回答があった。

4 関係人の陳述及び証拠提出

令和8年3月26日付け牧教総第344号により牧之原市教育長から弁明書及び証拠書類の提出があった。

第5 監査委員の判断

1 主文

- (1) 本件請求のうち、令和7年1月17日の174,900,000円の支出の是正を求める請求については却下する。
- (2) 本件請求のうち、令和8年3月31日の支出の是正、令和9年3月31日の支出を差し止める請求については棄却する。

2 理由（令和7年1月17日の支出）

請求人は、本件請求のうち、令和7年1月17日の174,900,000円の支出については、令和6年12月25日に締結した榛原地域義務教育学校建築設計業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）に基づく支出の一つであるから、本件業務委託契約に基づく支出は一体であるとし、それゆえ、令和7年1月17日の174,900,000円の支出の監査請求が上記支出の日から1年以上経過したことに「正当な理由」があると主張するので、この点について検討する。

地方自治法第242条第2項ただし書の「正当な理由」があるときとは、住民

監査請求の1年の請求期限が法律関係の早期安定を図る趣旨であると考えられることから、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に住民監査請求をした場合をいうと解するのが相当である（最高裁平成14年9月12日判決参照）。

そして、財務会計上の行為が記載された公文書が情報公開制度等により閲覧可能な状態になった場合には、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたときと解するのが相当である（東京高裁平成19年2月14日判決参照）。

これを本件についてみると、本件業務委託契約の締結行為は、令和7年1月中旬に発行された広報まきのはらに記載され、市民に周知された。本件業務委託契約が締結されれば、それに基づく支払がなされるのは当然予想されることであるから、本件業務委託契約の締結行為が周知されている以上、令和7年1月中旬の時点で、客観的に見て住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができた。換言すれば、本件業務委託契約に基づく支払の是正、差止請求を行うことは可能であったのである。

そして、本件業務委託契約に基づく各支出は、契約で合意した総額を分割して支払うというものであるから、その総支払額は確定しているものであり、最終の支出時点でなければ、支払総額が不明でその支払の当否がわからないという事情はない。また、地方自治法第242条第2項ただし書の法律関係の早期安定という趣旨に鑑みれば、本件業務委託契約の各支出についての住民監査請求の請求期限は、支出ごとに判断することが相当である。

したがって、本件請求のうち、令和7年1月17日の174,900,000円の支出については、その請求が可能となり、かつ、支出された日から1年以上経過したものであるから、これをもって相当の期間内になされたものということとはできず、「正当な理由」がなく請求期限を経過した不適法な請求と言わざるを得ない。

3 理由（令和8年3月31日及び令和9年3月31日の支出）

（1）関係法令

ア 地方自治法

第2条第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

二 予算を定めること。

第 232 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

イ 学校教育法施行規則

第 41 条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第 79 条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条の二まで及び第五十六条の四の規定中「第五十条第一項」とあるのは「第七十二条」と、「第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）」とあるのは「第七十三条（併設型中学校にあつては第百七十七条において準用する第百七条、小学校連携型中学校にあつては第七十四条の三、連携型中学校にあつては第七十六条、第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第二項）」と、「第五十二条」とあるのは「第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と、第五十六条の三中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

第 79 条の 3 義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

ウ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第 4 条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条

件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

第5条 法第五条第一項の政令で定める事情は、次に掲げる場合で当該学校の学級数が三学級以上増加することとなるものとする。

一 新築又は増築を行う年度の五月二日以降法第五条第一項の文部科学大臣の定める日までの間に当該学校の通学区域内に次に掲げる住宅が建設される場合

イ 国、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構の建設する住宅

ロ 独立行政法人住宅金融支援機構の融資により建設する住宅

ハ イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が建設を確実であると認めた住宅

二 新築又は増築を行う年度の五月一日において当該学校の通学区域内に住所を有する者でその翌日以降法第五条第一項の文部科学大臣の定める日までの間に当該学校の第一学年に入学することとなるものの数が、当該五月一日において当該学校に在学する者でその期間内に当該学校を卒業することとなるものの数を超える場合

第6条 法第五条第二項の政令で定める新築又は増築は、当該学校の統合（条例又はこれに基づく規則で定められたものに限る。）の予定日の属する年度及び当該年度前三年度内に行なわれるものとする。

第7条 法第六条第一項前段の校舎に係る政令で定める面積は、小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。以下同じ。）、義務教育学校又は中等教育学校等（法第三条第一項第二号の二に規定する中等教育学校等をいう。以下同じ。）にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 特別支援学級を置かない小学校、中学校又は中等教育学校等

当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級数に応じ、次の表に掲げる算式により計算した面積（多目的教室を設ける小学校にあつては当該面積に一・一〇八（多目的教室のほかに少人数授業用教室を設ける場合及び多目的教室の全部又は一部が少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業のための可動式間仕切りその他の設備を有するものである場合（以下この項において「少人数授業用教室等を設ける場合」という。）には、一・一八〇）を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあつては当該面積に一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積）

学校の種類	学級数	面積の計算方法
小学校	一学級及び二学級	769平方メートル+279平方メートル×(学級数-1)
	三学級から五学級まで	1,326平方メートル+381平方メートル×(学級数-3)
	六学級から十一学級まで	2,468平方メートル+236平方メートル×(学級数-6)
	十二学級から十七学級まで	3,881平方メートル+187平方メートル×(学級数-12)
	十八学級以上	5,000平方メートル+173平方メートル×(学級数-18)
中学校及び中等教育学校等	一学級及び二学級	848平方メートル+651平方メートル×(学級数-1)
	三学級から五学級まで	2,150平方メートル+344平方メートル×(学級数-3)
	六学級から十一学級まで	3,181平方メートル+324平方メートル×(学級数-6)
	十二学級から十七学級まで	5,129平方メートル+160平方メートル×(学級数-12)
	十八学級以上	6,088平方メートル+217平方メートル×(学級数-18)

二 特別支援学級を置く小学校、中学校又は中等教育学校等

当該学校の学級数から特別支援学級の数を控除した学級数に応じ、前号の規定の例により計算した面積に、一六八平方メートルに当該学校の特別支援学級の数を乗じて得た面積（多目的教室を設ける小学校にあつては当該面積に一・一〇八（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一八〇）を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあつては当該面積に一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積）を加えた面積

三 義務教育学校

当該義務教育学校の前期課程を小学校と、当該義務教育学校の後期課程を中学校とそれぞれみなして前二号の規定の例により計算した面積を合計した面積

- 2 法第六条第一項前段の校舎に係る政令で定める面積は、特別支援学校にあつては、当該特別支援学校の学級数に応じ、次の表に掲げる算式により計算した面積（傾斜路を設ける特別支援学校にあつては、当該面積に、一七〇平方メートルに当該特別支援学校の校舎の傾斜路を設ける階の数（その数が三を超える場合には、三）を乗じて得た面積を加えた面積）とする。

学校の種類	学級数	面積の計算方法
視覚障害者 である児童 等に対する 教育を行う 特別支援学 校の小学部 及び中学部	一学級から三学級 まで	1,862平方メートル
	四学級から八学級 まで	2,105平方メートル+242平方メートル×(学級数-4)
	九学級から十七学 級まで	3,317平方メートル+170平方メートル×(学級数-9)
	十八学級以上	4,850平方メートル+134平方メートル×(学級数-18)
聴覚障害者 である児童 等に対する 教育を行う 特別支援学 校の小学部 及び中学部	一学級から三学級 まで	1,616平方メートル
	四学級から八学級 まで	1,869平方メートル+253平方メートル×(学級数-4)
	九学級から十七学 級まで	3,135平方メートル+170平方メートル×(学級数-9)
	十八学級以上	4,668平方メートル+134平方メートル×(学級数-18)
知的障害者 である児童 等に対する 教育を行う 特別支援学 校の小学部 及び中学部	一学級から三学級 まで	1,903平方メートル
	四学級から八学級 まで	2,163平方メートル+260平方メートル×(学級数-4)
	九学級から十七学 級まで	3,463平方メートル+200平方メートル×(学級数-9)
	十八学級以上	5,263平方メートル+145平方メートル×(学級数-18)
肢体不自由者 である児童等 に対する教育 を行う特別支 援学校の小学 部及び中学部	一学級から三学級まで	2,152平方メートル
	四学級から八学級まで	2,429平方メートル+276平方メートル×(学級数-4)
	九学級から十七学 級まで	3,808平方メートル+240平方メートル×(学級数-9)
	十八学級以上	5,969平方メートル+181平方メートル×(学級数-18)
病弱者であ る児童等に 対する教育 を行う特別 支援学校の 小学部及び 中学部	一学級から三学級 まで	1,576平方メートル
	四学級から八学級 まで	1,849平方メートル+273平方メートル×(学級数-4)
	九学級から十七学 級まで	3,216平方メートル+170平方メートル×(学級数-9)
	十八学級以上	4,749平方メートル+134平方メートル×(学級数-18)

- 3 法第六条第一項前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、小学校、中学校、中等教育学校等又は特別支援学校にあつては、当該学校の学級数に応じ、次の表に掲げる面積とする。

学校の種類	学級数	面積
小学校	一学級から十学級まで	八九四平方メートル
	十一学級から十五学級まで	九一九平方メートル
	十六学級以上	一、二一五平方メートル
中学校及び中等教育学校等	一学級から十七学級まで	一、一三八平方メートル
	十八学級以上	一、四七六平方メートル
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級以上	九三二平方メートル
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級以上	一、〇九七平方メートル

4 法第六条第一

- 4 法第六条第一項前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、義務教育学校にあつては、当該義務教育学校の前期課程を小学校と、当該義務教育学校の後期課程を中学校とそれぞれみなして前項の規定の例により計算した面積を合計した面積とする。

エ 小学校設置基準

- 第8条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表

に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

別表（第八条関係）

イ 校舎の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	500
四一人以上四八〇人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$
四八一人以上	$2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$

ロ 運動場の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上二四〇人以下	2400
二四一人以上七二〇人以下	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
七二一人以上	7200

第9条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

- 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

オ 中学校設置基準

第8条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

別表（第八条関係）

イ 校舎の面積

生徒数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	600
四一人以上四八〇人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
四八一人以上	$3240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$

ロ 運動場の面積

生徒数	面積（平方メートル）
一人以上二四〇人以下	3600
二四一人以上七二〇人以下	3600+10×（生徒数-240）
七二一人以上	8400

第9条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

カ 牧之原市政への市民参加に関する条例

第5条 市民参加手続の対象となる事項(以下「対象事項」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 市の総合計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市民に負担若しくは義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活に重大な影響を与える制度の導入又は改廃
- (4) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する基本計画及びその利用や運営に関する方針の策定又は変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める行政活動

第6条 市民参加手続は、次のとおりとする。

- (1) パブリックコメント(市民意見提出手続。事前に案を広く市民に説明し、それに対する市民の意見を十分に聴くことをいう。)
- (2) 市民意識調査(市が広く市民意識の傾向を把握、分析する必要があるときに、調査項目を設定し、一定期間内に市民から回答を求めることをいう。)
- (3) 意見交換会(施策の趣旨や内容などを説明し、市民の意見等を聴取する集会をいう。)
- (4) ワークショップ(男女協働サロン等。ファシリテーター(会議進行役)の進行により、市民と市長等及び市民相互の意見交換並びに多様な共同作業を行い、一定の方向性を合意形成する会議をいう。)
- (5) 審議会等(地方自治法の規定に基づき設置する附属機関及び条例、規則、訓令、要綱等に基づき設置する協議会、委員会その他の合議制機関をいう。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が適当と認める手続

第7条 市長等は、市民参加手続を実施するときは、対象事項の性質、影響及び市民の関心度を考慮して、適切な時期に前条に定める方法のうちから、2

つ以上の適切な方法を併用するよう努めるものとする。

- 2 市長等は、総合計画その他重要な計画の策定等に当たっては、議会及び市の職員の意見等を反映する機会を設けるものとする。
- 3 市長等は、時代に対応した新しい市民参加手続の開発とともに、青少年、障がい者、高齢者等が参加しやすい環境づくりに努めるものとする。

(2) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

- ア 牧之原市教育委員会及び牧之原市菊川市学校組合教育委員会は、平成 31 年 3 月、「牧之原市望ましい教育環境のあり方に関する方針」を策定し、小中学校を再編し、義務教育学校の新設を検討することになった。
- イ 川崎小学校、相良小学校、相良中学校、地頭方小学校は、津波浸水想定区域内にあるため、その移転等について検討することになった。
- ウ 牧之原市は、令和 2 年、校舎建築費用について、2 校新築、既存校の同延床面積での建て替え、既存校の延床面積 8 割での建て替え、既存校の長寿命化改修の場合を試算し、2 校新築の場合が最も費用が少ないとの結果を得た。
- エ 牧之原市教育文化部教育総務課は、令和 2 年 2 月、静岡県教育委員会教育施設課と打ち合わせを行い、想定校舎建築費は、400,000 円/㎡程度、想定体育館建築費は 280,000 円/㎡が相当であるとの結論を得た。
- オ 牧之原市は、説明会、意見交換会、インターネット意見募集、保護者アンケート等の市民参加手続を行った。参加者から小中一貫教育、学校再編を支持する回答が多かった。これを踏まえ、牧之原市は、令和 4 年 3 月、「未来の子どもたちのための新しい学校づくり計画」を策定した。
- カ 「未来の子どもたちのための新しい学校づくり計画」では、キャリア教育を軸とした小中一貫教育を充実できる施設一体型の義務教育学校とし、新しい学校区は、相良地域の小・中学校（相良小学校、菅山小学校、萩間小学校、地頭方小学校、相良中学校）を合わせて 1 校、榛原地域の小・中学校（川崎小学校、細江小学校、勝間田小学校、坂部小学校、榛原中学校）を合わせて 1 校の義務教育学校として再編する方針を決定した。
- キ 新設する 2 校は、津波浸水想定区域外に建設することになった。
- ク 「未来の子どもたちのための新しい学校づくり計画」を受け、市民検討組織である「牧之原市新しい学校づくり検討会」及び庁内組織である「学校再編推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、検討を進め、多様な意見を踏まえ、牧之原市教育委員会は、令和 6 年 1 月、「牧之原市義務教育学校施設整備基本構想・基本計画」を決定した。
- ケ 牧之原市議会は、令和 6 年 3 月、牧之原市長が提出した榛原地域義務教育学校基本・実施設計業務委託に関する予算を含む一般予算案を議決した。

コ 牧之原市は、公募型プロポーザル方式で入札により委託業者を決定し、その委託業者である株式会社梓設計との間で総額 583,000,000 円の本件業務委託契約を締結した。契約金額の内訳は以下のとおりである。

I 建築・外構の基本設計	126,800,000 円
II 建築・外構の実設計	264,500,000 円
III 既存建築物の解体設計	26,000,000 円
IV 敷地の造成設計	106,400,000 円
V 工事計画策定	1,700,000 円
VI 建築確認申請	4,600,000 円
消費税相当額	53,000,000 円

サ 牧之原市教育文化部学校再編推進室は、令和 7 年 7 月、2030 年度児童生徒数推計（学校教育課調査結果より）に基づく各学校の学級数から義務教育学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に基づく必要面積を試算し、10 校建て替えの場合と 2 校新築の場合とを比較すると、2 校新築の場合の方が面積では約 16,900 m²小さく、金額では約 6,190,000,000 円少ないとの結論を得た。また、榛原地域に新設される義務教育学校の校舎の基準となる延べ床面積は、10,994 m²、体育館の基準となる面積は延べ床面積 2,353 m²となった。

シ 令和 7 年 10 月に行われた牧之原市長選挙では、既存 10 校統合義務教育学校 2 校新築を公約に掲げる現市長が当選した。

ス 牧之原市は、義務教育学校 2 校新築にあたり、補助金、起債を検討し、財政上の負担を減らすよう配慮している。

(3) 監査委員の判断

監査の対象は、本件業務委託契約に基づく令和 8 年 3 月 31 日の支出及び令和 9 年 3 月 31 日の支出である。上記支出が違法となるのは、本件業務委託契約の内容が地方自治法に違反する場合であるので、この点について検討する。

本件業務委託契約に基づく令和 8 年 3 月 31 日の支出及び令和 9 年 3 月 31 日の支出が違法であるとの請求は、本件業務委託契約を締結した市長の判断が、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定める地方自治法第 2 条第 14 項等に違反することを前提とするものであるところ、地方公共団体の長がその代表者として契約を締結することは、当該契約を締結する目的や必要性、契約の締結に至る経緯等諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられており、地方公共団体の長の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるときでなければ、当該契約の締結が地方自治法第 2 条第 14 項等に反し違法となるものではないと解するのが相当である（最高裁平成 23 年（行ヒ）第 452 号事件判決参照）。

まず、契約を締結した経緯について検討する。

牧之原市教育委員会は、平成 31 年 3 月、「牧之原市望ましい教育環境のあり方に関する方針」を策定し、キャリア教育を軸とした小中一貫教育実施について検討を開始した。その後、牧之原市は、説明会、意見交換会、インターネット意見募集、保護者アンケート等の市民参加手続を行った。その中で、市民から小中一貫教育、学校再編を支持する意見が多かったため、令和 4 年 3 月、「未来の子どもたちのための新しい学校づくり計画」を策定し、榛原地域に義務教育学校を 1 校、相良地域に義務教育学校を 1 校建設する方針を決定した。令和 6 年 1 月には、「牧之原市義務教育学校施設整備基本構想・基本計画」を策定し、義務教育学校の新設計画をより具体化した。

以上のとおり、義務教育学校 2 校新築計画は、市民参加手続を経た上で具体化、決定された政策である。

そして、2 校新築計画は、キャリア教育を軸とした小中一貫教育の実施のみならず、津波想定区域内にある既存校の一部を津波想定区域外に移転するという政策面を有し、その合理性・必要性が認められる。

さらに、榛原地域での義務教育学校設計については、その支出の一部が令和 6 年 2 月に開催された市議会において、一般予算の一項目として承認され、本件契約締結後であるが、令和 7 年 10 月に行われた牧之原市長選挙では、既存 10 校統合義務教育学校 2 校新築を公約に掲げる現市長が当選したことに鑑みれば、義務教育学校 2 校新築は、市民の支持を得ていることは明らかである。

上記の市民の意見を反映し、その支持があるという経緯に照らせば、牧之原市長が、義務教育学校 2 校新築という政策の実施について相当程度の裁量が認められる。

次に、本件契約が市長の裁量の範囲内で行われたのか検討する。

牧之原市長は、義務教育学校 2 校新築を実施する裁量権を有している以上、既存校舎の改築の方が単純に費用が少ないという理由で 2 校新築をとりやめて、既存校舎の改築等を行う義務はない。ただ、他方でその裁量権も無制約ではないので、義務教育学校 2 校新築の費用が既存校の改築、改修の費用を大幅に上回る場合には、その裁量権を逸脱していると評価しうるのでこの点について検証する。

牧之原市は、令和 2 年、校舎建築費用について、2 校新築、既存校の同延床面積での建て替え、既存校の延床面積 8 割での建て替え、既存校の長寿命化改修の場合を試算し、2 校新築の場合が最も費用が少ないとの結論を得ている。また、本件契約締結後であるが、令和 7 年 7 月に行われた試算では、2 校新築の場合の方が 10 校改築の場合に比べ、延べ床面積では約 16,900 m²小さく、工事金額では約 6,190,000,000 円少ないとの結論を得た。

したがって、牧之原市の試算では、義務教育学校 2 校新築の場合の方がその費用が少なくなるのであり、義務教育学校 2 校新築の費用が既存校の改築、改修の費用を大幅に上回るという事情はない。

また、本件業務委託契約の内容は、敷地の造成契約を控除した合計金額は、423,600,000円である。一般に、業務委託契約は、工事費の10%程度であるから、本件業務委託契約から想定される工事費は、423,600,000円の10倍である4,236,000,000円となる。他方、令和7年の試算では、榛原地域に新設される義務教育学校の校舎の基準となる延べ床面積は10,994㎡、体育館の基準となる面積は延べ床面積2,353㎡であり、令和2年時に想定した校舎の建築単価は、400,000円/㎡、体育館の建築単価は280,000円/㎡であるから、校舎、体育館の基準となる延べ床面積に想定工事単価を乗じ、想定工事費を求めるとその金額は5,056,440,000円となり、本件業務委託契約から想定される工事費は牧之原市が試算した延べ床面積、工事単価から求められる想定工事費を下回っている。

以上のとおり、義務教育学校2校新築の費用が既存校の改築、改修の費用を大幅に上回るという事情はなく、本件業務委託契約から想定される工事費と市の試算結果に基づく想定工事費用との間に大きな乖離はなく、本件業務委託契約が市長の裁量権を逸脱又は濫用しているとは認められない。

加えて、牧之原市は、義務教育学校2校新築にあたり、補助金、起債を検討し、財政上の負担を減らすよう配慮していることも、本件業務委託契約が裁量権の範囲内で行われたことを裏付ける一事情である。

請求人は、義務教育学校2校新築よりも、既存校舎の改修、改築の方が費用が低いので、本件業務委託契約が地方自治法第2条第14項に違反すると主張するが、市長は義務教育学校2校新築について裁量権を有するのであり、単純に既存校舎の改修、改築の方が費用が低いというだけでは、裁量権の逸脱、濫用ということにはならない。また、請求人が主張する6割に縮小できるという主張を裏付ける証拠がなく請求人の主張は認められない。

よって、本件請求のうち、令和8年3月31日の支出及び令和9年3月31日の支出のいずれについても、理由がないと認められるので、地方自治法第242条第4項の規定により主文のとおり決定する。

令和8年4月23日

牧之原市監査委員 畑 義治

同 濱崎 一輝